

令和8年度 豊田市立下山中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、全教職員がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、学校スローガン「WE LOVE しもやま Chance! Challenge! (やってみまい) Change!」を基盤に生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「生徒を語る会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関（パレクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察 等）と連携し、適切な援助を求める。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「いじめ防止チェックシート」や、保護者による「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を活用し、学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と、教職員の共通理解を図る。
 - ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策を行い、実効性のあるいじめの防止等の取組に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校ホームページ等を通して、「学校いじめ防止基本方針」の周知を行ったり、取組状況等を発信したりする。
- ④ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、臨時いじめ対策委員会を開催し、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについては、直ちに警察へ連絡・通報し適切に連携を図る。
 - ・問題が解決したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員

いじめ対策委員会は校長、教頭、教育相談コーディネーター、教務主任、校務主任、全担任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー及び外部の専門家等も加える。

年間計画の作成・実行・検証・修正	生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭
校内研修の企画・実行	教務主任、校務主任
学校いじめ防止基本方針の見直し	校長、教頭、生徒指導主事

(3) 「生徒を語る会」の役割

- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「生徒を語る会」の開催時期

- ① 学校全体の様子を把握し、いじめの防止等に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- ② 毎月職員会議後、「生徒を語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底を図る。
- ③ 緊急にいじめ事案への対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりを行ったり、学び合いの場を設定し、生徒がお互いに高め合う授業づくりに努めたりする。
- ③ 生徒がいじめ問題を自分事として考え、予防と解決に主体的に取り組めるよう学級活動や生徒会活動を工夫する。
- ④ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。
- ⑥ 感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- ⑦ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- ⑧ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ② 生活アンケートや教育相談を定期的（5月、9月、11月、2月の年4回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ③ 「先生、聞いて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、生徒の小さな SOS の把握に努める。
- ④ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を定期的（4月、10月の年2回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。
- ⑥ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- ⑦ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学校の様子や個々の生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- ⑧ 教職員間で情報共有する「生徒を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- ⑨ スクールカウンセラーによる全生徒面談を計画的に実施し、さらに生徒がスクールカウンセラーと気軽に相談できる環境を整えることで、専門家の視点から生徒の小さな変化にも気付ける体制をつくる。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、生徒指導主事に連絡するとともに、連絡を受けた者は速やかに管理職へ報告をあげ、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- ② 被害生徒の安全を確保し、守り通すという姿勢で対応する。
- ③ いじめの状況について生徒に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。
- ④ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- ⑤ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ⑥ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑦ 対応が困難な場合などは、パレクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導、助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。
- ⑧ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。
- ⑨ 学校外で発生したいじめについて、とよた地域クラブ活動等、生徒が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- ⑩ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが解消したと判断する目安>

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（※いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、被害を受けたとされる生徒やその保護者、加害を行ったとされる生徒やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、被害生徒やその保護者、加害生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ「教職員によるチェックシート（毎月）」及び「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）（4月・10月）」を実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止等に関する校内研修（OJT研修）を年4回計画し、生徒理解やいじめの防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。

<取組の年間計画>

		いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○保健指導（心と体の成長）	○相談窓口の生徒、保護者への周知 ○定期健康診断の実施	○学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者へ周知する。
5月	D ↓	○現職研修②「効果的な面接の仕方」 ○e-ラーニング（いじめ問題への対応）	○体育祭 ○あいさつ運動	○ソーシャルスキルトレーニングの実施	○学校運営協議会やC・S連絡会議で「学校いじめ防止基本方針」の説明
6月	C ↓	○アンケートの結果の検証 ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」をもとにした対応の点検	○道徳教育（人権） ○修学旅行（3年） ○職場体験学習（2年）	○hyper-QUの実施 ○第1回生活アンケート ○教育相談週間	○第1回親子作業
7月	A ↓		○夏休み前の事前指導	○いじめ防止標語の作成	○個別懇談会
8月	P ↓	○現職研修③「hyper-QUの見方」		○いじめ防止ポスターの制作	
9月	D ↓	○アンケートの結果の検証 ○現職研修④「ネットいじめ対応」	○夏休み後の指導 ○子どもの権利学習プログラム	○身体計測の実施 ○第2回生活アンケート ○教育相談週間 □市独自のいじめ調査	○第2回親子作業
10月	C ↓	○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証	○デジタル・シティズンシップ教育指導 ○文化祭（スマイルフェスタにおけるボランティア活動）		○学校アドバイザーへの学校行事・授業の公開
11月	A ↓	○アンケートの結果の検証 ○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証	○宿泊学習（1年）	○hyper-QUの実施 ○教育相談週間 ○第3回生活アンケート	○保護者への学校評価アンケート
12月	↓		○人権週間 ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会
1月	P	○学校自己評価	○保健指導 ○自然教室（2年）	○身体計測の実施 ○教育相談週間	
2月	へ	○アンケートの結果の検証	○卒業生を送る会	○第4回生活アンケート	○学校運営協議会やC・S連絡会議で学校の取組を報告

3 月	○学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ基本方針」の見直し		□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	
通 年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○道徳、体験活動の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○SOSの出し方に関する教育の実施	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○やりとり帳の活用	○学校ホームページに「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を掲載 ○とよた地域クラブ活動との情報共有 ○あいさつ運動(生活委員会で実施)